

ジブラルタルの統治システムと議会政治 －英国海外領土の統治システムと自治議会－

弥久保 宏*

The Governance System and Parliamentary Politics of Gibraltar

Hiroshi YAKUBO*

1 はじめに

2016年6月23日、英国で実施されたEU国民投票は、離脱派が51.9%と多数を占める結果となり、英国政府はEU離脱を決定した。そして、この決定は英国海外領土の中で唯一、EU領域内にあるジブラルタルの領有権問題にも波及し、英国とスペインの間で一時、緊張が走った。国民投票の結果が判明して直ぐに、スペイン政府は「今後スペインと英国が共同統治を一定期間続け、その期間後にスペインへ返還されることを望ましい」と声明を発表した⁽¹⁾。これを受けて英国政府は「ジブラルタル市民の意に反して、他国の主権下に入るような合意を結ぶことは絶対にない」と反論し⁽²⁾、ジブラルタル自治政府も「絶対にスペインの一部にはならない」とスペイン政府を牽制した⁽³⁾。

英国のEU離脱を好機として、スペインがジブラルタルの領有権問題に揺さぶりをかけた格好であるが、この問題は、1713年のユトレヒト条約に端を発する300年以上にも及ぶ未解決問題であった。この間に英国とスペイン間で何度か紛争が起こっているが、EUが仲介役となってから、比較的落ち着いた様子を見せていた。ところが、今回の英国EU離脱が引き金となって領有権問題が再燃し、ジブラルタルは一躍世界の

注目を集める存在となった。

ジブラルタルは、スペインと国境を接するイベリア半島の南端に位置し、面積が6.8平方キロメートルで人口は約3万3千人規模の英国海外領土である。ジブラルタル統治の主権は英国に属するが、外交、防衛、治安問題以外の内政に関してはジブラルタル議会を中心に高度な自治が展開されている。

本稿は、英国の海外領土、ジブラルタルの統治システムを憲法政治学的観点から考察を行うことが目的である。先ず、憲法史からジブラルタル統治の変遷を概観し、次に現在のジブラルタル統治の中心であるジブラルタル自治議会の仕組みと議会政治の特徴を踏まえて、ジブラルタルの統治構造を明らかにする。

2 ジブラルタル統治の変遷

(1) 英国海外領土への道程

ジブラルタルは、大西洋と地中海を結ぶジブラルタル海峡の要衝地として歴史上、様々な紛争の対象となってきた。スペイン王位継承戦争の結果、1713年にユトレヒト条約が結ばれ、その第10条に基づきジブラルタルはスペインから英国に割譲される。その後、英国軍が駐留するようになってからも、領有権を巡ってスペイン

*人間総合学群 人間文化学科

との間で度々対立が生じてきた経緯がある⁽⁴⁾。1830年にジブラルタルは英国の直轄植民地 (Crown Colony) になったことを宣言し、その統治管轄も陸軍省から植民地省に移り、現地住民の為の行政サービスが整備されてゆく。

1921年には、初めての本格的な自治行政組織であるシティ・カウンシル (City Council) が創設され、9人のメンバーの内、5人がジブラルタル総督の任命によって選ばれ、残りの4人が住民の直接選挙によって選出された⁽⁵⁾。シティ・カウンシルの業務は、ジブラルタルの上下水道の管理と道路清掃が中心であった。翌1922年には総督の立法及び行政権限の行使について助言を行う7人のメンバーから構成されるエグゼクティブ・カウンシル (Executive Council) が創設されたが、メンバーの全員が総督の任命による選出であった⁽⁶⁾。

第二次世界大戦中は、軍人以外のほとんどの住民がジブラルタルから避難する事態となったが、戦後、シティ・カウンシルとエグゼクティブ・カウンシルの復活とともに、シティ・カウンシルの定数が増え、シティ・カウンシルの議長は、公選メンバーの中から選ばれることになった。そして1950年には、英国枢密院によってジブラルタル統治上、初の憲法である1950年ジブラルタル憲法令が制定される。この憲法令によりジブラルタルに立法院 (Legislative Council) が設置され、エグゼクティブ・カウンシルの4人のメンバーが立法院議員の中からの任命となり、今日のジブラルタル自治議会の原型が形成される。これ以降も現行の2006年憲法令に至るまでトータルで4回に及ぶ憲法令が制定され、ジブラルタルの自治権が段階的に高まってゆくことになった。

対外的には、1973年に英国がEC (ヨーロッパ共同体) に加盟したことに伴い、ジブラルタルも EC 領域の一部となった。1981年には、英

国籍法 (British Nationality Act 1981) により大英帝国時代の植民地から独立せずに留まっていた直轄植民地が英国属領 (British Dependent Territory) に改められ、ジブラルタル住民は、英国属領市民 (British Dependent Territories Citizens) に区分された。更に2002年英国海外領土法 (British Overseas Territories Act 2002) により英国海外領土 (British Overseas Territories) に改変され、ジブラルタル住民は新たに英国海外領土市民 (British Overseas Territories Citizens) と定義され、今日に至っている。

(2) ジブラルタル憲法の展開

ジブラルタルは、内政に関してジブラルタル議会を中心に高度な自治を享受している。ジブラルタル自治の大きな起点となったのが、1950年ジブラルタル憲法令である。以後、現行憲法である2006年ジブラルタル憲法令に至るまで全部で4つの憲法令が制定されており、憲法令の歴史は、ジブラルタル自治拡大の歴史でもある。以下、ジブラルタル自治の展開を4つの憲法令の内容から考察してみることにする。

①1950年ジブラルタル憲法令 (Gibraltar Constitution Order 1950)

同憲法令は、ジブラルタルにおける最初の憲法となり、英国枢密院によって制定された。同憲法令制定の背景には、第二次世界大戦後にジブラルタルにおいて高まった市民の民主的権利と労働者の権利向上運動があった。これらの運動の促進役となった団体が、市民権推進協会 (Association for the Advancement of Civil Rights : AACR) で、1945年のシティ・カウンシル選挙で公選メンバーの7人全員が同協会からの候補者で占められた。また、同協会を中心に1947年に労働組合が創設され、公選による立法院 (Legislative Council) の設置を求める運

動が展開されて行くことになる⁽⁷⁾。

そして、同憲法令により立法院が設置され、構成メンバーは任期3年の公選議員7名、総督の任命議員2名、これに司法長官、植民地長官、財務長官が加わり、総督が役職上の職務として議長を兼任した。また、エグゼクティブ・カウンシルの4人の正式メンバーも立法院の議員の中から任命されることになり、ジブラルタルの統治システムは、民主的統治システムに向けて大きく舵を切ることになった。

②1964年ジブラルタル憲法令 (Gibraltar Constitution Order 1964)

1950年ジブラルタル憲法令の制定後、ジブラルタルの統治機構の民主化は、立法院を中心に加速し、更なる民主化改革の要求が高まってゆく。他方、1963年にスペインが国連非植民地化特別委員会でジブラルタルの返還を要求する事態に直面し、英国政府はジブラルタル市民の更なる民主化要求を無視出来なくなり、1964年ジブラルタル憲法令によってジブラルタルの統治機構改革を実施する⁽⁸⁾。

同憲法令によって、立法院の任命議員が廃止になり、公選議員が7名から11名に増やされ、行政長官(旧称植民地長官)が議会のメンバーから外される。立法院における議員のリーダーだった首席議員(Chief Member)が首席大臣(Chief Minister)に改称され、議会における行政執行業務を統括する権限が与えられた。また、議員協議会(Council of Members)は、閣僚協議会(Council of Ministers)へ改組され、閣僚は担当する行政組織の包括的責任を負うことになり、後の行政部の基礎が形成される。更に、エグゼクティブ・カウンシルはジブラルタル・カウンシル(Gibraltar Council)に改称され、立法議会の議員から選ばれる正式メンバーの数が4人から5人に増やされた。

③1969年ジブラルタル憲法令 (Gibraltar Constitution Order 1969)

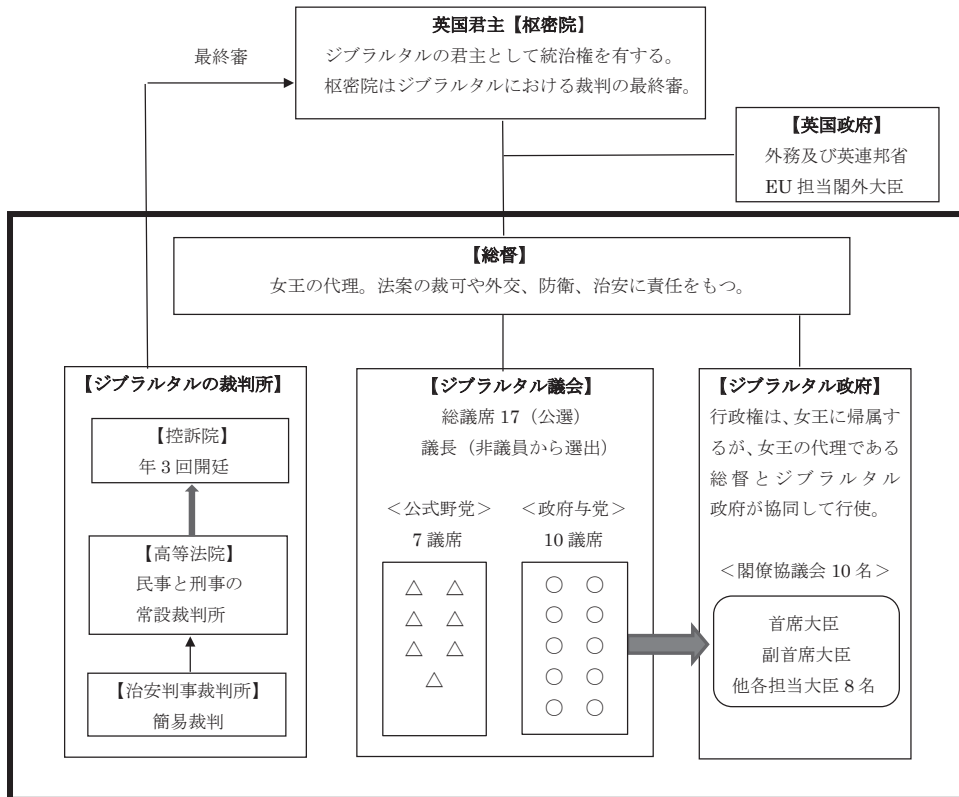
1965年、国連は国連決議第2070号により、ジブラルタルの領有権問題を巡り英国政府とスペイン政府間で協議を行うことを要請する。スペイン側は、スペインへの返還後もジブラルタル住民が英国の市民権を維持出来るという提案を行い、1967年にその提案に関する住民投票がジブラルタルで実施され、反対が99.6%の圧倒的多数で否決された⁽⁹⁾。他方、この住民投票の勢いで、ジブラルタルは自治権の拡大を英国へ要請する。1968年に英国政府とジブラルタルの自治権拡大を求める団体と政党がジブラルタル憲法会議を開催し、この会議の結果を受けて、1969年ジブラルタル憲法令の制定に至った⁽¹⁰⁾。

同憲法令の骨子は、ジブラルタルの自治権拡大を反映させたもので、立法院とジブラルタル・カウンシルを統合し、新たに自治議会としてハウス・オブ・アセンブリー(House of Assembly)が創設された。自治議会の構成は、15名の公選議員と1名の任命議員に司法長官が加わる。15名の公選議員の選出方法は、ジブラルタル全域を一つの選挙区とする全候補者の中から有権者は10名まで投票できる制限連記投票制が採用された。

この様に、ジブラルタルで公選議員を中心とする自治議会が初めて創設されることになり、後の更なる民主化と自治権拡大へ向けた統治機構の基盤が形成されたといえる。

④2006年ジブラルタル憲法令 (Gibraltar Constitution Order 2006)

1997年の英国総選挙で英国の憲法改革を掲げ、政権に復帰した労働党政権は、1999年に英国属領に関する統治改革案を纏めた白書を発表する。同白書には、英国と英国属領が新しいパートナー・シップを築く必要性が説かれ、そのパートナー・シップは、属領の自決権と可能な限り



出所 Gibraltar Constitution Order 2006 を基に筆者が作成。

図1 ジブラルタルの統治機構図

最大の自治の原則に基づくと強調されている⁽¹¹⁾。

この白書を受けて、2002年にジブラルタル自治議会は、ジブラルタル憲法の改革案を纏めた報告書を発表する。そして2006年に新しいジブラルタル憲法令の是非を問う住民投票が実施され、約60%の賛成多数で承認され、2006年ジブラルタル憲法令が制定された⁽¹²⁾。

現行憲法である同憲法令により実施された統治機構の現代化と自治権拡大は、具体的に次のような改革で達成される。ジブラルタルの自治議会であるハウス・オブ・アセンブリーが、新たにジブラルタル議会 (Gibraltar Parliament) に改称され、議会の定数17の全員が公選議員によって構成されることになった。ジブラルタル総督が保有する権限は外交、防衛、治安を除き、ジブラルタル政府に委譲された。こ

の様に本格的な自治議会の創設により、統治機構の民主化と現代化が一気に促進され、今日に至っている (図1 参照)。

3 ジブラルタルの統治機構

ジブラルタル自治の統治機構に関しては、2006年ジブラルタル憲法令 (以後、2006年憲法令) によって女王 (前文)、総督 (第2章)、立法部 (第3章)、行政部 (第4章)、司法部 (第6章) の各権限と職務が明記されている (表1 参照)。以下、現行憲法である2006年憲法令の内容を基に各統治機構の特徴を探ることにする。

(1) 女王

2006年憲法令の前文には、ジブラルタルが英国女王の統治権が及ぶ自治領であることが明記されており、女王は枢密院の助言に基づいて統

表1 2006年ジブラルタル憲法令の構造

章	条文	1969年憲法令との主な違いと特徴
第1章 人権の保障	第1条から第18条	婚姻と家族を築く権利が明記された。
第2章 総督	第19条から第23条	
第3章 立法部		自治議会が Assembly から Parliament へ格上げされる。
第1部 ジブラルタル議会	第24条から第31条	任命議員の廃止。全議員が公選議員で構成され、議長は議員以外から選出。
第2部 立法及び立法手続き	第32条から第43条	
第4章 行政部	第44条から第53条	総督が保有する外交、防衛及び治安以外の権限が行政府に移管される。
第5章 公共サービス	第54条から第59条	
第6章 司法部	第60条から第66条	
第7章 財政	第67条から第74条	
第8章 領土	第75条	新規に追加され、英国君主の領土として不動産等の合法的占有を明記。
第9章 雑則	第76条から第84条	

出所 The Gibraltar Constitution Order 1969 と The Gibraltar Constitution Order 2006 の内容を基に筆者が作成。

治を行うが、通常は女王の代理である総督がその権限を行使している。また枢密院司法委員会は、ジブラルタルにおける裁判の最終審の役割を果たしている（66条）。

(2) 総督

ジブラルタル総督は、ジブラルタルにおける英国君主である女王の代理であり、ジブラルタルに駐留する軍の最高司令官である。総督は、女王により英国政府の助言に基づいて任命される（19条）。総督の権限は、女王から委任された国王大権の行使をはじめ、憲法令やその他の法律に規定されている。その主なものは、ジブラルタルの外交、防衛及び治安に責任を負い、首席大臣や閣僚の任命など幾つかの任命権を保有している（47条1項）。また、立法活動においても議会を通過した法案に女王の代理として裁可を与える（33条）。

(3) ジブラルタル議会 (Gibraltar Parliament)

ジブラルタルの立法権限は、女王とジブラルタル議会によって行使される（24条）。女王の立法権限に関しては、議会を通過した法案の裁可は、女王もしくは女王の代理である総督によって行われる。また、議会において女王は総督を通じて特別の立法権限⁽¹³⁾を有しているが、外交、防衛、治安以外の自治に関する立法活動

の中心になっているのがジブラルタル議会である。ジブラルタル議会は一院制で議長と選挙によって選出された17名の議員で構成され、任期は4年である。任期途中で解散は可能で、解散権は総督が行使するが、通常は首席大臣の助言に基づいて行われる。しかし、総督の判断で首席大臣の解散助言を拒否することも可能で、更に、総督独自の判断で解散することも可能となっている（38条）。議会は、通常、少なくとも年3回開催されなければならないが、選挙が行われた年は、少なくとも年2回の開催が憲法上義務づけられている（37条3項）。

① 議会の構成

議長 (Speaker)

議長は、議員以外から首席大臣が野党第一党の党首と相談して議会に提案され、議会の多数で承認される（26条1項）。議長の資格要件は、18歳以上の英国市民かジブラルタルと繋がりのある英国海外領土市民でなければならない。また、ジブラルタル議会議員の被選挙権を有しない者は、除外される（26条3項）。

議長は、議事運営規則（The Gibraltar Parliament Standing Rule & Order）を基に議会を主催するが、議事運営規則で対応が不可能な場合は、議長の判断で議事運営が行われる。議長

には議決にあたっての投票件は無く、キャスティング・ボートの権限も認められていない(43条2項)。その為、もし投票結果がそれぞれ同数の場合は、その採決は否決されたものと見なされる(43条3項)。

議員 (Member of Parliament)

17名の議員は、ジブラルタル市民による選挙で選出される。ジブラルタル全域が一つの選挙区を形成し、有権者は候補者リストから10名まで選ぶことが可能である。この為、選挙に臨む各政党は単独もしくは連立で一括した10名の候補者名簿を作成するブロック投票 (Block Vote) になっているのが実情である⁽¹⁴⁾。

その結果、有権者も複数の政党や無所属の中から候補者を選ぶのではなく、政党が提示する10候補者のブロックで投票するのが一般的で、個々の議員を選出するというよりは、どの政党による政府を選ぶかに重点が置かれている。この為、無所属や第三政党からの当選は難しく、また、政党間を跨いだ投票も稀である。従って、選挙におけるブロック投票が議会内の政府や野党の構成に大きな影響を及ぼすことになる。

ブロック投票が行われる大きな要因は、ジブラルタルの領土の狭さと人口の少なさから領土全域が一つの選挙区になっていること。その結果、各議員は個別の選挙区を持たないので、選挙区割りによる個別の選挙区を持つ議員と選挙区間にみられる利益関係が成立しないことに起因する。

②立法過程

立法過程は、議事運営規則の第7章に規定されており、英国議会の立法過程をモデルにした三読会制である。第一読会 (First Reading) では、法案 (Bill) のタイトルが議会書記官 (Clerk) によって読み上げられるだけで、法案に対する審議は行われない。つまり、法案が議会で付されたことの形式的な確認にとどまる。

法案は次の第二読会 (Second Reading) に付されて、実質的な審議が開始される。まず法案の趣旨説明と主要原則が述べられ、その法案を特別委員会に回付する動議がなければ、通常は全院委員会で法案の精査が行われ、必要に応じて修正が行われる。この第二読会がジブラルタルの立法過程で最も重要な段階である。この第二読会での報告を受けて、第三読会が開始されるが、第二読会の委員会審議でほとんど討議が尽くされているので、法案に対する修正は、ほとんど無い。議会を通過した法案は、女王の代理である総督によって裁可 (Royal Assent) が行われ、法律 (Law) として成立する。

(4) 行政部 (ジブラルタル政府)

ジブラルタルの行政権は英国女王に帰属し、通常は女王の代理である総督がその権限の代行者である(44条1項)。しかし、実際には首席大臣に率いられる閣僚協議会が、総督と協議しながら行政を執行している(45条1項)。従って、ジブラルタル政府は、総督と内閣にあたる閣僚協議会によって構成される。閣僚協議会は、首席大臣と少なくとも4名以上の閣僚で構成され、公選議員の定数が17名を超えない場合は、首席大臣も含め全閣僚数が10名を超えてはならない(45条2項)。首席大臣には、議員の中から議会の多数の信任を得られる議員が総督によって任命され(45条3項)、他の閣僚は、首席大臣の助言に基づいて総督によって任命される(45条4項)。現在の閣僚協議会のメンバーと担当行政機関は、表2を参照。

一方、閣僚からもれた残りの議員(現行は7名)は、陛下の公式野党である「影の内閣」を組織し、議会で閣僚協議会のメンバーと対峙する。しかし、この「影の内閣」は、憲法令やその他の法律に基づくものではなく、英国のウェストミンスター議会の「影の内閣」をモデルに

表2 ジブラルタル政府（閣僚協議会）

担 当 業 務	氏 名	政 党
首席大臣	Fabian Picard	GSLP
副首席大臣	Joseph Garcia	LPG
教育・歴史遺産・環境担当大臣	John Cortes	GSLP
観光・雇用・航空・港湾担当大臣	Gilbert Licudi	GSLP
経済開発・電気通信担当大臣	Joe Bossano	GSLP
厚生・司法担当大臣	Neil Costa	LPG
文化・メディア・若者・スポーツ 担当大臣	Steven Linares	LPG
住宅・平等担当大臣	Samantha Sacramento	GSLP
社会資本・企画担当大臣	Paul Balban	GSLP
金融サービス・キャンブル担当大臣	Albert Isola	GSLP

備考 GSLP(ジブラルタル社会主義労働党)、LPG(ジブラルタル自由党)。

出所 ジブラルタル政府 HP (<https://www.gibraltar.gov.gi/new/office-chief-minister>
2018年10月15日閲覧) を基に筆者が作成。

した、慣例によるものである⁽¹⁵⁾。公式野党の
党首には、その役職に応じた報酬が支給される。

(5) 司法部

ジブラルタルの法体系は、イングランド法を
ベースにした判例法とコモン・ローの混合であ
る。ジブラルタル議会は、外交、防衛、治安以
外では英国本国と異なる独自の法令を制定する
権限があるが、英国本国の法令を参考にしたも
のが多い。ジブラルタル法で対応できない場合
は、英国本国の判例法やコモン・ローが効力を
持つことになる⁽¹⁶⁾。

ジブラルタルの司法制度は、英国本国のイン
グリランド及びウェールズの制度をモデルにし
ている⁽¹⁷⁾。ジブラルタルの常設裁判所である高
等法院 (Supreme Court) は、民事事件と刑事
事件を含む様々な事件を管轄しており、その上
に控訴審として控訴院 (Court of Appeal) が
存在するが、常設ではなく年3回の開廷となっ
ている (61条4項)。最終審は英国本国の枢密
院司法委員会である。この他に簡易裁判所とし
て治安判事裁判所が高等法院の下に位置してい
る。ジブラルタル自治領における司法部の長は
高等法院長官 (Chief Justice) で、総督が司法

サービス委員会の助言に基づき任命する (57条
1項)。

4 選挙と政党システム

(1) 選挙システム

ジブラルタル議会の全17名の議員は、選挙に
よって選出される。ジブラルタル領土を一つの
選挙区にした定数17名の大選挙区制で、有権者
は全候補者の名前が記載されている投票用紙に
最大10名まで投票することが可能な制限連記投
票制である⁽¹⁸⁾。この10名までの連記制の投票
システムは、政党の選挙戦略に大きな影響を与
えており、各政党は10名の候補者をセットとし
て立候補させ、有権者も候補者個人を個別に選
ぶのではなく、政党が擁立した10名の候補単位
で投票するブロック投票が一般的となっている⁽¹⁹⁾。

また、二つの政党による選挙連合が行われる
場合は、二党に跨った10名の候補者で選挙戦が
行われる。2015年総選挙ではジブラルタル社会
主義労働党とジブラルタル自由党の選挙連合が
勝利している。

選挙権資格は、18歳以上の英国市民、英国海
外領土市民、アイルランド及び英連邦市民で、

表3 2015年ジブラルタル議会選挙結果（有権者数23,278人 投票率70.8%）

政 党	議席数	議席率(%)	得票率(%)	備 考
ジブラルタル社会主義労働党	7	41.2	47.8	2党で連立 政権を樹立
ジブラルタル自由党	3	17.6	20.6	
上記2党の合計	10	58.8	68.4	
ジブラルタル社会民主党	7	41.2	31.6	公式野党
合 計	17	100	100	

出所 Parliament of Parliament (<https://web.archive.org/web/20151201042830/http://www.parliament.gi/elections/poll/>)2018年10月7日閲覧のデータを下に筆者が作成。

ジブラルタルに6ヶ月以上居住し、有権者名簿に登録されていることが要件となる。被選挙権も選挙権と同じである⁽²⁰⁾。

直近の2015年選挙は、17議席を巡って20名の候補者によって争われた。有権者数は23,278人で、投票率は70.8%だった。選挙結果は、2011年の総選挙以来、連立政権を組んでいる社会主義労働党と自由党の選挙連合が10議席（社会主義労働党7議席、自由党3議席）を獲得し、引き続き連立政権を組んでいる。また、野党第一党の社会民主党は7議席に終わり「影の内閣」として連立政権と対峙している（表3参照）。

また、英国はEUからジブラルタルがEU議会選挙に参加していないという問題点を巡ってEU人権裁判所の判決を受け⁽²¹⁾、ジブラルタル在住者のEU議会選挙での選挙権は、2004年の選挙から認められ、イングランド南西部（South West England）選挙区に組み込まれることになった。その結果、EU議会選挙での選挙権の市民要件にEU市民も加えられることになる。2014年選挙のけるジブラルタル内の投票結果は、英国本国の自由民主党が約67%の得票率で、最も多くの票を獲得している⁽²²⁾。

（2）政党システム

ジブラルタルにおいて、本格的な政党政治が展開されるのは、1969年ジブラルタル憲法令によって設置された自治議会であるハウス・オブ・アッセンブリーの総選挙以降である。この自治議会設置以降、司法長官を除く全議員が選

挙を通じて選出されることになり、既述したように、新たに導入された制限連記投票制は、ジブラルタル独自の政党システムを生み出すことになった。議会の総議席数が17議席で、通常10名の閣僚で政府が構成され、ジブラルタル全域を一つの選挙区とし、有権者が10票の投票権を持つ場合、投票行動はブロック投票に集約される。その結果、二大政党制もしくは二大政党を中心に第三党が連立に絡む政党システムが生まれやすく、実際に、1969年の総選挙以降、議席は二大政党制か二大政党に第三党が連立で絡む構図となっており、無所属の当選は1976年の総選挙を最後に途絶えている⁽²³⁾。

現在、ジブラルタル議会には次の三つの政党が議席を獲得している。中道左派のジブラルタル社会主義労働党（Gibraltar Socialist Labour Party: GSLP）と中道右派のジブラルタル社会民主党（Gibraltar Social Democrats: GSD）の二大政党に加えて、第三政党として中道リベラルのジブラルタル自由党（Liberal Party of Gibraltar: LPG）が活動中である。2000年総選挙以降は、GSLPとLPGによる選挙連立とGSDが争う展開で、2011年以降、GSLPとLPGの連立政権が続いている。

5 結びに代えて

1713年のユトレヒト条約で、ジブラルタルがスペインから英国へ割譲されて、3世紀以上が経った。この長い年月の間、ジブラルタルの住

民の構成も大きく入れ替わることになる。ユトレヒト条約以降、スペイン系住民は、英国によって次第にジブラルタル外へ強制的に移住させられ、代わりに英国本国からジブラルタルの軍事基地で働く労働者が入ってくるようになった。現在は、ジブラルタル住民の大半が英国系住民によって占められている。

スペインはジブラルタルの失地回復を目指してこれまで英国と数々の交渉を経てきたが、進展はほとんど見られなかった。しかし、スペインの国連加盟や EC 加盟に伴って、その交渉舞台が国連や EC、EU へ移ってから、スペインは国際世論を味方につけ、英国から新たな妥協を引き出す交渉を試みてきた。

しかし、イギリスはこうしたスペインの圧力や国際世論に対して、逆にジブラルタルの統治を強化して行くことになる。当初、軍事戦略上の基地的な意味合いが濃かったジブラルタルを植民地化し、第二次世界大戦後の反植民地世論に対しては、ジブラルタルに段階的に自治権の拡大を認めて対抗してゆく。そして、国際世論の批判や圧力を跳ね返す方策として、民族自決を大義名分に、ジブラルタルで住民投票を実施して、ジブラルタル統治の正当性をアピールすることが常套手段となっていた。

こうした変遷を経て、ジブラルタルでは自治権の拡大と民主化の強化が図られてきたが、その基盤となったのが4回に及ぶ憲法令の公布である。換言すれば、英国はジブラルタル住民に英国領土の一部として留まる代償として、憲法の公布でジブラルタルに外交と安全保障を除く、内政に関して高度の自治権を認める議会の設置とその他の統治機構の整備を実施し、今日の統治機構の仕組みに至ったのである。

ジブラルタルの統治機構を総覧すると、英国本国のウェストミンスター・スタイルの制度設計が随所に見受けられる。立法部と行政部の融

合が強く、内閣と影の内閣が対峙し、立法過程も三読会制である。司法部もイングランド及びウェールズの司法制度をモデルにしていることが分かる。他方、政党システムに関しては、限られた狭い領土と少ない人口に加えて、選挙制度と投票行動の特徴が絡み合っただけでジブラルタル特有の政党システムを生み出している。

今後、ジブラルタルの統治システムがどのように展開するかは、英国の EU 離脱を巡る方策にかかってくる。ジブラルタルの領有権問題は、英国と EU 間の離脱交渉からは除外されているが、ハードな離脱の場合は、スペイン国境間にある検問所が厳密化されることも想定される。これまで EU がジブラルタルの領有権を巡り、英国とスペインの仲介役を果たしてきたことを考えると、英国の EU 離脱がジブラルタルを揺るがす新たな紛争の引き金になる可能性も秘めていることになる。EU 離脱による代償は、ジブラルタルに最も大きいのしかかったと言わざるを得ない。

注

- (1) BBC, "Brexit: Spain calls for joint control of Gibraltar", (<https://www.bbc.com/news/world-europe-36618796>)
- (2) The Guardian, "UK won't negotiate away Gibraltar sovereignty, May tells Tusk", (<https://www.theguardian.com/world/2017/apr/06/gibraltar-sovereignty-not-up-for-negotiation-theresa-may-tells-donald-tusk>) The Guardian.
- (3) The Gibraltar Olive Press, "Chief Minister Fabian Picardo says 'British Means British' at National Day political rally", (<http://www.gibraltarloivepress.com/2016/09/12/chief-minister-fabian-picardo-says-british-means-british-at>

- national-day-political-rally/)
- (4) Vaughne Miller, “Gibraltar, the United Kingdom and Spain”, *House of Commons Researching Paper 98/50*, 1998, pp.7-9. 領有権を巡る英国とスペインの紛争史について詳しく整理されている論文として、西俣昭雄「ジブラルタルの法的地位再論」、『亜細亜法学』、4巻1号、1969年、45—65頁がある。
- (5) Gibraltar Website Gibraltar.gi, “History & Politics”, (<http://www.gibraltar.gi/history/>)
- (6) *Ibid.*
- (7) HM Government of Gibraltar HP, *Political Development History*, (<https://www.gibraltar.gov.gi/new/political-development>)
- (8) *Ibid.*
- (9) *Ibid.*
- (10) *Ibid.*
- (11) The Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs, *Partnership for Progress and Prosperity: Britain and the Overseas Territories*, Cm 4264 March 1999.
- (12) Select Committee on Foreign Affairs, “Submission from the Government of Gibraltar”, www.parliament.uk (<https://publications.parliament.uk/pa/cm200708/cmselect/cmfa/147/147we103.htm>)
- (13) Haresh K. Budhrani, “The Gibraltar Parliament” in Nicholas D.J.Baldwin, *Legislatures of Small States*, Routledge, 2018. p.104. その具体的な内容は、2006年ジブラルタル憲法令第34条により、総督は女王の代理として、事前に英国政府の内務大臣の承諾があれば、外交、安全保障、治安に関する法案を議会にかけずに立法化が可能である。
- (14) *Ibid.*, p.105.
- (15) *Ibid.*, p.104.
- (16) Mondaq, *Gibraltar's Constitution & Legal System*, (<http://www.mondaq.com/Gibraltar/x/6632/Environmental+Law/Gibraltars+Constitution+Legal+System>)
- (17) Gibraltar Court Service, Overview of the Justice System (<http://www.gcs.gov.gi/index.php/justice-system/overview>)
- (18) The Gibraltar Parliament HP (<http://www.parliament.gi/2015-10-20-12-28-21/general-election-2015>)
- (19) Haresh, *opt. cit.*, p.105.
- (20) HM Government of Gibraltar, *Notice 2015 Register of Electors*. 2015.
- (21) Vaughne Miller, “Gibraltar: diplomatic and constitutional developments”, *House of Commons Library Research Paper 06/48*, 2006. p.36.
- (22) The Gibraltar Parliament HP (http://www.parliament.gi/images/euro_elec_2014/europaralelec2014/local_notice_of_results.pdf)
- (23) The Gibraltar Parliament HP, *Parliamentary Election Results*, (<http://www.parliament.gi/history/parliamentary-election-results>)

参考文献

- ・ E.G.Archer, *Gibraltar, Identity and Empire*, Routledge, 2006.
- ・ Foreign & Commonwealth Office, “The Overseas Territories”, *Overseas Territories White Paper*, 2012.
- ・ Simon J.Lincoln, “The Legal Status of

Gibraltar: Whose Rock is it Anyway”,
Fordham International Law Journal,
Vol.18,Issue1,1994.

- ・Vaughne Miller, “ Brexit and Gibraltar”,
House of Commons Library Briefing Paper
No.7963, 2017.
- ・林司宣 「ジブラルタルの国際法的地位」、『レ
ファレンス』、18巻3号、1968年

